

令和2年国勢調査の概要

調査の概要

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。

令和2年国勢調査は、大正9年に行われた我が国最初の国勢調査から数えて21回目に当たります。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用されることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されています。また、国勢調査の結果は、将来推計人口や国民経済計算(SNA)(内閣府)などの他の統計を作成するための最も基本となるデータとして用いられます。

国勢調査はこのように重要な統計調査ですので、国の統計に関する基本的な法律である統計法で、基幹統計調査としての位置付けが特に規定されており、さらに、総務大臣には国勢調査を実施することが義務付けられています(統計法第2条第4項及び第6項、第5条第1項及び第2項)。

調査の時期

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われました。

調査の根拠法令

令和2年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」(国勢統計を作成するための調査)として実施されました。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令(昭和55年政令第98号)、国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)に基づきます。

調査の地域

令和2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われました。

1. 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
2. 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
3. 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
 なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。
4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外しました。

1. 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

なお、調査の対象となる世帯の世帯主又は世帯員には、調査票に掲げる事項について報告することが統計法第 13 条で義務付けられています。(統計法第 13 条、国勢調査令第 10 条)

調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる 19 項目について調査しました。

(世帯員に関する事項)

- (1) 氏名※
- (2) 男女の別※
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住居における居住期間
- (8) 5 年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数※
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

※ 国勢調査令第9条第2項又は第13条の規定による質問の対象事項

調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行いました。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者(以下「調査員等」という。)が、下記の方法により行いました。

1. 調査書類の配布(9月14日～9月30日)

9月14日から、調査員等が世帯を訪問し、(1)インターネット回答利用ガイド、(2)調査票(紙)、(3)調査票の記入のしかた、(4)郵送提出用封筒※の4点の調査書類を青色で縁取りした封筒に入れて配布。

2. 調査の回答(10月7日まで)

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の三つの方法としました。

インターネット回答期間:9月14日から10月7日まで

調査票(紙)での回答期間:10月1日から10月7日まで

10月7日までにインターネット回答又は調査票の提出が確認できなかった世帯については調査員が再度訪問し、回答のお願いに伺いました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査しました。

令和2年国勢調査における八戸市の調査区等

調査区の設定

調査区数 1,715 調査区

指導員及び調査員数

指導員数 166 人

調査員数 992 人